

質疑及び回答一覧

| 番号 | 質疑内容   | 事務局回答  |
|----|--|--|
|    | 住宅展示場として利用する場合、敷地内にインフォメーションセンターハウスを設ける。2階は土日にイベントの実施、平日に市民の方にヨガ教室等で貸出しスペース、1階はカフェスペースにするという利用の場合、556㎡の内容に含めても良いか。 | 利用内容は募集要領 P.5「公募の条件」に記載の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たすものあれば、全部を満たさなくても面積に含められます。また、常時利用ではなく、休日など日にち限定利用でも556㎡に加算することは可能です。<br>なお、選考時の評価項目になりますのでご注意ください。 |
|    | 利用者決定後、利用者が辞退することは可能か。可能な場合、何か条件はあるか。  | 事業提案の中で、事業実施の可能性も評価対象としています。<br>現状、辞退条件はありません。   |
|    | 利用者決定後、提案事業の進行が困難となった場合、賃貸借期間の始期を変更することは可能か。   | 賃貸借期間の始期については、暫定利用者の選考評価の対象であるため、原則変更は認めません。   |
|    | 事業用定期借地契約の延長は可能か。可能な場合、何か条件はあるか。   | 原則、延長は予定していません。<br>ただし、まちづくり用地の暫定利用を継続する場合、賃貸借期間が満了する前に再び公募を行う可能性もあります。  |
|    | 事業用定期借地契約締結後の中途解約は可能か。可能な場合、何か条件はあるか。  | 契約当事者(賃貸者・賃借者)の都合による中途解約は原則不可とし、やむを得ない理由によるものは契約当事者間の協議によるものとします。  |
|    | 現在、用地内に設置されている管理用木柵及び公募周知用看板について、事業開始の際に撤去に係る費用は誰が負担するのか。  | 木柵及び看板の撤去費用は賃借者の負担とします。  |